

第4期東海村障がい者総合支援協議会 令和元年度第3回全体会 会議録

記録者：平野 蛍里

日時： 令和2年3月17日（木） 17:00～19:40
場所： なごみ東海村総合支援センター 活動室A
出席者： 浅野由吏, 鈴木正人, 大串昌弘, 中村朋子, 中村正和, 鈴木芳江, 仲澤由絵,
(委員) 近藤勝美, 菊池真奈美, 有阪加奈子, 根本和子, 松永外美, 松永順, 益子篤,
大貫操, 坂下由子, 澤畠京子, 蛭田良一, 有賀絵理
(19名)

* 順不同, 敬称略

(事務局) 伊藤広顕課長, 佐々木恵子課長補佐, 小池正人係長, 富岡久美子係長, 石橋昌
子係長, 志賀亮成主任精神保健福祉士, 宮本志保主任, 長谷川紀子精神保健福
祉士, 記録者 (9名)

1 開会 (17:00)

2 出席者紹介

課長補佐	本日, 新型コロナウイルス対策本部の会議があり, 副村長, 福祉部長, 障がい福祉課長が遅れて参加となるため, 今回は廃止事業の説明をメインにしていきたい。
------	--

3 協議

会長	急遽, 障がい福祉課長が出席できなくなり残念だが, 課長補佐以下は出席しているため, 答えられることは答えてほしい。 今回は会議の趣旨を確認しながら協議をしていきたい。 また, 第2回全体会の報告事項の助成事業の見直しの内容を踏まえて, 会議を進めていく。
----	--

・ 3-1 会議の趣旨について

会長	本日の会議は, 廃止の根拠 (理由や目的, 効果) と, 決定のプロセスについて改めて行政から説明を求め, 障がい福祉に対する認識を確認することを目的としたい。問題の本質はお金ではなく, 準拠すべき事項や, 適切なプロセスを踏まえた中で, 理由や目的が見える決定事項であれば廃止もあり得る
----	--

	<p>ことだと考える。しかし、今回の決定は、それが見えないことが問題であり、行政の不透明な決定により支援施策の廃止がまかり通れば、当事者の権利や生活が脅かされることになっていくと危惧している。以上が会議の趣旨となる。それでよろしいか？</p> <p>(了承)</p> <p>では、協議内容を3-2にまとめたので、内容に不備がないか確認してほしい。また、事務局は、協議中に論点がずれないように、ホワイトボードに協議内容を板書してほしい。</p>
--	---

・ 3-2

会長	今回は時間が無いため、3-3まで議論できるか分からない。また、課長が回答する（糾弾）ことが目的であったが、課長補佐が回答することは可能か？
課長補佐	回答については、課長が直接回答すると指示を受けている。
会長	では、どのような方法で回答を貰えるのか。
課長補佐	次回の全体会や書面等で回答する予定だが、委員の方々はどのような回答がよろしいか？
会長	次第通りに進め、最後に回答を次回の全体会と書面のどちらで貰うか決めたい。

(1) 廃止の根拠（理由、目的、効果）について

会長	<p>① 今回の廃止の理由と目的は何なのか。前回の説明を確認すると、一貫した説明がなく分からない。</p> <p>② 誰のための何のための廃止なのか。また、事業を廃止することで、誰に対してどのような効果があるのか。</p> <p>③ 「東海村だから充実しているという事ではなく、国の制度により全国どこでも同じように充実すべき」だから村の制度を廃止したという解釈でよろしいか。</p> <p>④ 「二重に支払っている」というが、村の助成は対象者の自己負担分を助成しているため、二重に支払っているわけではない。また、障がい福祉サービスについては国が1/2、県と村が1/4の支出なので二重に支払っているという意味が分からない。</p> <p>⑤ 「国の施策を待つのではなく、地域から良い事例を作り、より良い福祉を作り広めていくべき」という提言について、どのように認識しているのか。以上が回答いただきたい点になるが、①～⑤の補足や追加で質問したいことはあるか。</p>
----	--

A 委員	<p>前回の会議で聞きそびれてしまった方や発言できなかった方がいると思うが、その方々の意見や質問があれば聞きたい。</p>
B 委員	<p>前回の協議会から今日まで、対象者やその家族から廃止事業について苦情や相談はあったのか。村外事業所に通所されている方からの相談があった。</p>
会長	<p>その前に、3月11日に議会で議員から「助成事業廃止の反響はどうか」と質問があり、福祉部長が「問い合わせは数件あったが、問い合わせがなかった日もある」と答えているが、実際はどのくらい反響があったのか聞きたい。福祉部長の回答は誠実な回答ではないと思っている。</p> <p>また、その他の回答も、質問した議員から回答になってないと言われており、誠実な答えではないという事が剥き出しになっていた議会答弁だった。</p> <p>役場職員には誠実義務はないのか、</p>
事務局	<p>窓口で何名か助成事業が無くなることへの不安や障害福祉サービスの利用（短期入所の食費等）を減らす方の相談があった。</p>
事務局	<p>私に対応した十数人の方は自立支援医療（精神通院）自己負担額上限管理票が無くなるのか確認の連絡はあったが、苦情や困っているという相談はなかった。</p>
A 委員	<p>村よりも事業所に不安を訴える人が多い。村が受けている相談よりも困っている人の人数は多い。</p> <p>また、「東海村令和2年度予算の概要・実施計画」廃止事業 No. 8の廃止理由に施設利用証明書を作成することが事業所の負担となっていると挙げているが、事業所に確認を取っているのか？福祉に関わる事業所は負担に思わないだろう。</p>
C 委員	<p>今回廃止した助成事業が事業所に通っている方達にとってささやかなご褒美になっている。</p>
会長	<p>他に廃止の根拠について質問のある方は？</p> <p>（質問者なし）</p> <p>今の質問について、課長から回答をいただきましたが、不在のため、次第3-3まで進みたいがよろしいか？</p>
D 委員	<p>1つよろしいか。今回、課長が不在のため、廃止事業についての質問をし、答えられるところは、廃止事業を担当した職員から説明してもらい、それ以外の質問を後日、もう1度協議会を開催し、課長に回答してもらいたい。</p>
会長	<p>では、3-2の(2)、(3)については後日、回答していただき、今回は3-3について、協議していきたい。</p> <p>（了承）</p>

・ 3 - 3 (1) 休廃止事業に係る検討

<p>会長</p>	<p>親の会と家族会、有賀委員で村長に陳情書を提出した。その陳情書を今回、資料として配布しているため、確認してほしい、また、陳情書には廃止事業の理由が正当ではない旨を記載している。</p> <p>では、説明に入る。</p> <p>今回の休廃止事業について、廃止理由が「障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスの充実化が図られたため」等としているが、具体的な根拠が示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止事業 No. 4, No. 7については、「村内の通所施設が増加したため」としているが、通所施設が増加したことで助成事業を廃止する因果関係が説明されていない。また、「施設が送迎を行う場合、施設側に報酬が加算されるため」としているが、施設の送迎を利用している方は当該事業の助成対象外のため、廃止の理由にはならない。 ・ 廃止事業 No. 5については、「精神保健福祉手帳 1 級の認定者の自己負担がなくなるため」としているが、2 級、3 級認定者及び精神保健福祉手帳の交付を受けていない方に対する説明がない。 ・ 廃止事業 No. 8 については、「応益負担から応能負担となり、軽減措置が図られた」としているが、自己負担を助成する事業であるため、廃止する説明になっていない。 ・ 廃止事業 No. 9 については、「障がい者が必要としているのは、機能訓練や生活訓練であるため」としているが、どの根拠からの説明なのか不明である。 <p>上記のように、事業廃止の説明が曖昧であり、根拠が不十分である。</p> <p>只今の説明に対して、質問又は意見がある方はいらっしゃるか？</p>
<p>D 委員</p>	<p>事業 No. 8 の廃止理由に、「事業所の負担になっている」と記載されているが、当事者が知ったら気持ちが不安定になってしまうので、この理由で事業を廃止するのはどうかと思う。</p>
<p>A 委員</p>	<p>実際に、事業所から負担となっているという意見又は相談があったのか？</p> <p>また、「県内で助成しているのは常陸太田市のみ」と記載されているが、それの何がいけないのか。東海村は続けていけばいいのではないか。</p>
<p>D 委員</p>	<p>事業 No. 8 を行っているのは、常陸太田市と東海村だけなので、自慢になるのではないか。なぜこれが廃止理由になるのか明確ではないため、回答していただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>他にも理由が記載されているが、なぜ、常陸太田市と東海村しかやっていないから事業を廃止するのか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>事業 No. 8 の利用料分の平成 30 年決算額は 3,264,043 円で間違いはないか？</p>
<p>事務局</p>	<p>利用料分は 3,264,043 円、食費分は 4,928,822 円で間違いはない。</p>
<p>D 委員</p>	<p>事業の廃止は予算をオーバーしてしまったことも理由の 1 つなのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>それは、後日課長が回答する。</p>

・協議（副村長・課長同席）

副村長 あいさつ	<p>急遽新型コロナウイルスの感染者が近隣市町村で出たため、対応協議があり遅れてしまい申し訳なかった。</p> <p>今回の事業見直しにあたり、多大なご心配・ご不安をおかけしていることをお詫び申し上げます。今回の見直しについては、すべての行政サービスについて聖域なく見直しをしているものだ。今年度が初めてではなく、毎年の予算編成の段階において既存事業の見直しをするように指示している。今回、障がい福祉課では、廃止という結果になった。それに伴い3月議会では、予算として計上されていないのが現状だ。これまでの経緯をふまえ、必要な事業を今後さらに検討していかなければならない。新年度に入って、その事業を改めて検討していければと考えている。</p>
会長	<p>新しい事業を考えていただけることは安心した。このことについて、何か意見はあるか？副村長・課長がいらしたので、先ほどまでの協議内容を改めて説明し、そのことについて回答をお願いします。</p>
課長	<p>国の制度が充実したから、という点についてだが、今回廃止事案としてあげさせていただいた内容は、議会でも答弁しているが、各事業の見直しの中で点検し、廃止としたものだ。</p>
会長	<p>今の説明で分かったか？国の制度で利用できるものは利用していくということだ。</p>
課長	<p>少し訂正すると、これまで、国の制度が未熟だった部分を村単費として補っていたが、国の制度が充実してきた部分については今回廃止するということだ。</p>
E委員	<p>9事業の中で、どれが充実しているのかが資料からは見えなかった。</p>
会長	<p>何をもって充実としたのか。何は充実していないと思っているのか。国の制度が充実すれば市町村による取り組みは必要ないのではないか。障害者基本法第24条に謳っているので、市町村はやらないとはいえないのではないかと考えているがいかがか。</p>
課長	<p>皆様のお気持ちと説明の部分が寄り添わないところがあると思う。費用負担金及び食費助成金から説明すると、要綱上、令和2年3月31日を限り効力を失うということになっているものだ。食費助成金も同様のものであるが、利用者負担は能力に応じた負担となるよう軽減策が講じられているものだ。また、給付対象となっているのは、事業所が給食施設を持っていることが条件となっているが、月々の確認として出前なのか給食を作っているのかの確認が困難であることと、何よりも事業所へ負担をいただいている現状がある。</p>
会長	<p>施設利用証明書の作成が事業所としては負担であるという説明は、適切ではない。食事提供加算をつけている事業所が、実際に給食を提供しているかの確認が難しいとのことだが、確認する努力をすればよいことで、あたかもよそに理由があるとう書き方というのはいかがか。恣意的に感じる。</p>
課長	<p>恣意的な意図があるということではなく、平易な事務作業の中で事務処理ができること、速やかに給付ができるようにシンプルにしたいということだ。</p>

A委員	事業所で施設利用証明書の発行について負担に思ったことはない。利用者の利益になればやらせていただく。食事提供加算について、委託業者に頼んでも加算はとれる。自分で完全に作っていなくても、市町村でも加算をとれるとなれば加算は可能なはずだ。確認が困難という理由の廃止は納得いかない。改善できることもある。
課長	当時制度を作った時点と状況が違っている。効率性を考えると外注も選択肢である。この事案については廃止をすすめたが、新たに考える中には、現場の状況を合わせながら作っていかねばならないと考えている。
会長	私たちが言いたいのは、障がい者プランを無視したことと、協議会の場に諮ってほしかったということだ。私たちは、一体何のためにいるのか、課長がどのように障がい福祉や協議会を考えているのかを聞きたい。障がい者をどう考えているのか、対人支援をどう考えているのか。課長は私の責任だというが、どういった責任をとるのかを聞きたい。
F委員	廃止の決定は、村が決定したということによろしいか。そうすると、協議会はどのような役割になるのか。誰に聞いて廃止を決めたのか。
課長	協議会の皆様については、先にお知らせできないことは大変苦しいものがあった。役場の慣例により、決まっていない部分を外に出せない部分があったが、現時点の流れの中では、形を作って政策会議に諮り庁議を経た上で公にすることがルールとなっている。障がい者についてどう思うかだが、私の身内にも制度利用者がある。身内に利用者があるから廃止は後にしてくれ、であれば、それはふさわしくないと考えている。(廃止については)行政として点検した中であると理解いただきたい。
D委員	障害者基本法や権利条約に批准していることから、障がい者の意見を聞くことは根本的なことだ。ここまで1年やってきて、障がい福祉課として、この案件は検討事項であるから意見をとりたい、だから、協議会の皆さんの意見を聞きたいと一貫していただければ問題なかった。今の答え方ではとても残念。課長という立場でありながら、それでは答え方としては答えになっていない。事業所にとって負担になっている、という理由を障がい当事者が見たら、事業所に負担や迷惑をかけていると感じる人がたくさんいる。総合支援法が改正されたことを理由とした事業の見直しとあるが、何年前のことをやっているのだ。今やる必要があるのか。
課長	総合支援法改正時点で見直しできなかったことは手落ちと言わなければならない。しかし、そのままにはできないので、今の時点での見直しをした。
D委員	なぜ見直しをしなければならないのか。村の制度と国の制度の何が関係あるのか。国は100%出せるのか。
課長	村の助成について、100%あてがわれたから終了するわけではない。村の事業として一定程度社会的支援ができたというものがあれば、整理していくという考え方だ。
D委員	それは、未来のことであって、現状ではない。理由づけにはならない。

課長	総合支援法になり、様々な制度が変わった。国の考えと村の考えが全く違うということではない。
副村長	ご意見がいくつか出た中で、今回の廃止を決定する役場内のプロセスは、政策会議や庁議を経て決定するが、障がい福祉課として、前段のところで意見をまとめていく必要があるだろうということは確かにそのとおりだ。反省すべき点だと考えている。今回廃止となっているが、このままでは皆様納得いかないだろうし、村の政策としてどうしていくのか課題が残っている、本当に困っている方に確実に支援が行き届く支援、自立を促せる施策を新年度に入り、皆さんの意見を聞きながら何らかの施策を立ち上げられるようにと考えている。信頼関係が崩れたところがあるが、作業を通して皆様方と信頼関係を築いていければと思う。喧嘩別れは本意ではない。前向きに取り組んでいていただきたいと思う。
A委員	いま廃止をされてしまったら、令和2年度から困る方がたくさんいる。続けてもいいのであれば、次年度は引き続きやらせていただき、令和2年度中に改善点を見つけて廃止・改善するということではできないのか。
副村長	厳しい言い方になるが、事業費が予算に入っていない。来週議案審議にかかる予定だ。
D委員	明らかに法律違反だが、どう責任をとるのか。
副村長	苦しい答えだが、責任の取り方とは、村長や副村長が最終的にかかわったので立場上の責任になるのか。
D委員	来年度もみましようという責任の取り方をしてもらえればみんな納得する。
副村長	制度上それは難しい。改めて必要な支援の在り方を検討いただき、次年度以降に施策を作っていければと思う。
G委員	予備費は使えないのか。
副村長	予備費は全体で5,000万円あるが、予備費を使う以前に、議会に廃止の話をしているものに、予備費を執行するということは、議会への説明が果たせなくなる。改めて政策的な予算として補正予算を上げて議会の承認を経て執行するものになる。
H委員	障害者基本法を守られていないところで通ってしまったものが、決定として出されていいのか。
副村長	確かに障害者基本法第10条の問題かと思う。努力義務の部分に欠けていたことについて大変申し訳ないと思しいようがない。現状の制度では難しい状況だ。今できることはもう一度、本当に必要な新たな施策を立ち上げていくことに協力いただきたいということになる。
会長	政策を施行していくプロセスの中に、障害者基本法も障害者計画も無視している。廃止の取り消し・無効ということにならないのか。

副村長	民法というよりも行政法上の問題だ。今回の障害者基本法の手続きに違法だという判断は、法廷の場でないと判断できないことだと思う。努力がなかったという点については事実だ。
I 委員	次の施策が決まるまでの期間をどうするのか。障がい福祉課は、障がい者のことを中心に考えていると思っていた。障がい者にとって何一つ楽になることはない。障がい者をそっちのけにしている。次に何かを決まるまでは続けて行っていただければ、障がい者のことを本当に考えてくれている人たちだと思う。
J 委員	廃止については何とか踏みとどまってほしい。今まで障害児・者について、協議会で時間をかけて訴えてきた思いを知ってもらいたい。崖から突き落とされたような思いだ。一度つまずいたが立て直していくような施策を期待している。ここで終わりにしないでほしい。
副村長	思いに至らなかった点があったと思う。何とかしなければという思いがあるが、今ここでできることはすぐには思いつかない。状況は厳しいと思うが、わかりました、と簡単に言えるものではないので勘弁していただきたい。
K 委員	廃止について、当事者にどう説明するのか。副村長、課長は、障がい者施設の実態を見てきてください。一年かけて検討してもらいたいと思う。廃止を廃案にしてもらいたい。
副村長	機会があればよく見ていきたいと思う。また、職員の障がい者に対する理解がどうなのかという点について、職員に対して障がいに対する研修が必要ではないかという意見もいただいている。職員全体に対する障がい理解に関する研修をしていきたいと考えている。
会長	どこまでいっても平行線だ。廃止を廃止していただき、障がい者プランの改定に合わせて一年間協議していきたいが、副村長からは難しいとの回答だ。
D 委員	今の障がい福祉課の皆さんは心がない。廃止・休止・拡充にしても、この一年間、ほとんど協議会がなかった。村が変わっているかという点と全く変わっていない。当事者はひきこもりになり、病気が悪化したら誰が責任を取ってくれるのか？課長は一言も謝ってくれていない。心のバリアフリーが基本だが、一言も出てきていない。そのような状況で「何もできない」という副村長にもがっかりした。
会長	我々の思いは副村長にもお伝えした。村長にも昨日お話した。来年度、要綱作成にどれくらい時間がかかるのか。一年のブランクはどうするのか。補正予算で、暫定支給するなどの解決に向けてのプログラムを考えていただきたい。回答に納得できないときは、協議会を辞退するという全員の総意だということをご承知おきください。いつ回答いただけるか。
副村長	検討しなければ明確な日にちは分からないが、行政だけでは決められないので、皆さんの意見を伺いながら決めていかなければならない。方法については決まっていないので明確にいつということはまだ少し先にならないと分からない。

会長	空白期間をどうするのか担保してほしい。今年度中に結果をいただきたい。
副村長	努力します。
会長	この件については、後日回答いただき、委員へも情報共有していくことでよろしいか。 <一同了承>

4 閉会（19：40）